

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 補助要件の概要

サービス種別	実施要綱項番	補助要件	補助対象経費	対象者
訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問入浴介護 通所介護 地域密着型通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	6(1)①	基準月において、処遇改善加算を算定していること。（申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算の算定を誓約した場合も可）	賃金改善	当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者
	6(1)②	基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。 (ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。（申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合も可） (イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。	賃金改善	当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員（介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可）
	6(1)③	職場環境改善等に向けて、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。 (ア) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化 (イ) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等） (ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組 以下の場合は、③の要件を満たしているものとして取り扱う。 ・②の要件を満たしている場合 ・令和7年度介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている場合	職場環境改善 または 賃金改善	当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員（介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可）
特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護保健施設サービス 短期入所療養介護（老健） 介護医療院サービス 短期入所療養介護（病院等・医療院）	6(2)①	基準月において、処遇改善加算を算定していること。（申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算の算定を誓約した場合も可）	賃金改善	当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者
	6(2)②	基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。 (ア) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。（申請時に生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を誓約した場合も可） (イ) ケアプランデータ連携システムに加入していること。（申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合も可） (ウ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。	賃金改善	当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員（介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可）
	6(2)③	職場環境改善等に向けて、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。 (ア) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化 (イ) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等） (ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組 以下の場合は、③の要件を満たしているものとして取り扱う。 ・②の要件を満たしている場合 ・令和7年度介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている場合	職場環境改善 または 賃金改善	当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員（介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可）
訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅介護支援 介護予防支援	6(3)	以下の①又は②のいずれかを満たす介護サービス事業所等であること。 ①基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。 (ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。（申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合も可） (イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。 ②基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる（ア）から（ウ）までの要件を全て満たすこと。（いずれも誓約による対応可） (ア) 任用要件・賃金体系の整備等（キャリアパス要件Ⅰ） (イ) 研修の実施等（キャリアパス要件Ⅱ） (ウ) 職場環境等要件	賃金改善	当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者

※介護予防サービスを含む。

※介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

※短期利用型サービスも含む。

※介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

※非対象サービス：（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導

※詳細について、必ず介護保険最新情報Vol.1454をご確認ください。